

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市監査委員 田中明秀

同 中野洋一

同 鶴谷隆

同 河原林温朗

京都市監査委員規程第5号

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務の概目)</p> <p>第5条 局において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定期監査に関すること。</u></p> <p><u>(4) 行政監査に関すること。</u></p> <p><u>(5) 財政援助団体等監査に関すること。</u></p> <p><u>(6) 請求又は要求に基づく監査に関すること。</u></p> <p><u>(7) 例月出納検査に関すること。</u></p> <p><u>(8) 決算審査に関すること。</u></p> <p><u>(9) 基金運用状況審査に関すること。</u></p> <p><u>(10) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p>	<p>(事務の概目)</p> <p>第5条 局において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>京都市監査基準第4条各号に掲げる監査, 検査及び審査に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(監査事務局)